

災害時の鍼灸施術活動に関する協定書

福山市（以下「甲」という。）と一般社団法人広島県鍼灸師会（以下「乙」という。）は、福山市内で地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における、被災者等に実施する鍼灸施術活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に、甲の要請に基づき乙が実施する鍼灸施術活動について、必要な事項を定めることを目的とする。

（要請及び協力）

第2条 甲は、災害時に被災者への援護活動を行う上で、鍼灸施術活動の必要があると認められた場合は、乙に対して協力を要請する。

2 乙は、前項の規定による要請を受けたときは、甲が設置する避難所、その他甲が指定する場所（以下「避難所等」という。）へ第3条に規定する活動を実施する者を派遣し、当該活動を実施するとともに、その実施結果を甲に報告するものとする。

3 前項の派遣に伴う輸送は、原則、乙が行うものとする。

（活動内容）

第3条 鍼灸施術活動の内容は、次のとおりとする。

- (1) 避難所等における被災者に対する鍼灸施術活動
- (2) 前号の活動に付随する健康相談及び健康状態の観察（血圧測定、体温測定）
- (3) 災害対応従事者の疲労回復の支援
- (4) その他、甲が必要と認める事項

（施設及び医療材料等）

第4条 前条の活動ために必要な施設及び設備は、甲が可能な範囲で提供するものとし、使用する医薬品、医療・衛生材料及び必要な機器は、原則、乙が準備し持参する。

（施術料）

第5条 この協定に基づく鍼灸施術活動に係る施術料は無料とする。

（協定期間）

第6条 この協定の有効期間は、2019年（令和元年）7月5日から2020年（令和2年）3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙から申出がないときは、1年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

（その他）

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

本協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲乙代表者記名押印の上、各1通を保管する。

2019年（令和元年）7月5日

甲 福山市東桜町3番5号
福山市
福山市長 枝廣 直幹

乙 福山市新市町大字新市709番地
一般社団法人広島県鍼灸師会
会 長 岡田 輔治郎